

別紙

他府県(滋賀、奈良、三重の3県)との県境における茶の生産・加工形態に関する J A S 法上の原料原産地及び京都府内産茶の表示について

平成 2 6 年 2 月
公益社団法人京都府茶業会議所

I J A S 法等による原料原産地及び京都府内産茶の表示のあり方

① 一般消費者に小売りされる場合

- 原料原産地はあくまで荒茶加工地を表すものであり、茶葉の生産地を表すものでない。
- 業者間取引においても、荒茶加工地を原料原産地として伝達する必要がある。
- 仕入れ先から、「原料原産地：京都府」の伝達があったとしても、茶の生産地が京都府でない場合は、「京都府産茶」「京都府産茶使用」等の表示はできない。

② 一般消費者に小売りされない場合

- レストラン等外食事業者は、J A S 法対象外で、景品表示法が適用される。
- 景品表示法上の取り扱いは、J A S 法と同様。

<参考>

(例示)～他府県との県境での実例に対する J A S 法上の取扱い～

茶の生産・加工形態別区分	原料原産地表示 (一括表示)	京都府産茶表示 (任意表示)
1 京都府外に居住している茶生産者(府内の J A 組合員、京都府茶生産協議会員に限る。)が、府内地域で生産した茶生芽を府内の茶工場で製造した場合。	京都府	○
2 府内に居住する生産者が、茶生芽を他府県で生産し、京都府内にある茶工場で製造した場合。	京都府	×
3 府内に居住する生産者が、府内または他府県で茶生芽を生産し、他府県にある茶工場に委託加工した場合。	他府県	◆府内産茶生芽○ ◆他府県産茶生芽×